

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	函南町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 函南町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	函南町子ども医療費補助要綱(平成3年6月11日函南町告示第53号)による函南町子ども医療費の補助に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		函南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年函南町条例第26号)別表 第3の項 函南町子ども医療費補助要綱(平成3年6月11日函南町告示第53号)による函南町子ども医療費の補助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第一条	函南町子ども医療費補助要綱(平成3年6月11日函南町告示第53号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>子どもの疾病につき適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため治療に要する医療費の補助を行い、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		函南町子ども医療費補助要綱(平成3年6月11日函南町告示第53号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	函南町こども医療費補助要綱第14条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療費の補助に係る支給認定の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	函南町こども医療費補助要綱第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第19条の3第1項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	医療費の補助対象者(医療保険各法による被扶養者又は被保険者であるこどもの保護者)又は補助対象者の同居人に係る市町村民税に関する情報